

流通科学大学研究倫理基準

I. 目的

本研究倫理基準は、流通科学大学（以下「本学」という。）の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究者の研究活動上の基本的な倫理指針及び行動規範を定めるとともに、これらに係る本学の責務を定めるものである。

II. 対象

本基準における「研究者」とは、本学に所属する教員及び研究員、その他本学の研究活動に従事するすべての者をいい、本学の学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

III. 研究者の責務

(1) 学術研究における不正行為の防止

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わず、それに加担しない。

研究者は、研究成果の根拠となるデータや資料等を適切に保存、管理し、不正行為の発生を未然に防止するよう努める。

研究者は、研究成果の公表にあたっては、データや論拠の信頼性の確保に十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やそのオリジナリティーを尊重し、これを引用する場合は、公正かつ適切な方法によらなければならない。

(2) 研究費の適正な使用

研究者は、研究を実施し、研究費を使用するにあたっては、研究費の源泉が、学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団等からの助成金、寄付金等にあることに常に留意し、本学規則及び研究費ごとに定められた使用条件や使用ルール等を遵守する。

(3) 契約の遵守、守秘義務

研究者は、受託研究や知的財産権にかかわる契約など、第三者との間に研究活動等に関する契約を締結しようとする場合は、契約当事者を研究者自身とすると否とにかかわらず、利益相反の発生に十分な注意を払うとともに、

本学が定めるところに従う。

研究者は、前項に基づき研究活動等に関する契約を締結した場合は、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

(4) 審査の公正性

研究者は、研究論文の査読等他者の審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって評価を不当に歪めることなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行う。

研究者は、他者の審査にあたって知り得た情報を不正に利用してはならず、当該審査に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(5) 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条等による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不当に不利益を与えるような言動をとらない。

その他、ハラスメントに関する事項は、本学が別に定めるところに従う。

(6) インフォームド・コンセント

研究者が、人の行動、環境、心身等に関する個人の情報・データの提供を受けて研究を行う場合は、提供者のプライバシーの保護と人権の尊重に最大限留意するとともに、提供者に対して当該研究の目的、収集方法等について丁寧な説明を行い、提供者の同意を得るものとする。

組織、団体等からの情報・データの提供を受ける場合についても同様とする。

(7) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護を図り、法令および本学が別に定めるところに従い、適正な管理・取扱いを行わなければならない。

研究者が、第三者に委託して他者の個人情報やデータ等を収集する場合は、本基準の趣旨に則った契約を交わさなければならない。

研究者は、個人情報の取り扱いに関する苦情等には誠実に対応する。

(8) 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、研究者個人と本学、あるいは本学と第三者との間に生ずることがある利益相反に十分な注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。

研究者は、本学と研究者個人又は第三者との間に利益相反の状況が発生する場合には、本学の定めるところに従って情報公開を行い、適正なマネジメントを行うものとする。

(9) 研究を指導する立場にある者の責務

研究を指導する立場にある者は、本基準に反する不正行為等が行われることのないよう、指導下にある研究活動及び研究者を指導、監督する。

IV. 大学の責務

1. 本学は、研究者の研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いにおける不正行為など本基準に反する不正行為等を防止するため、研究倫理に関する研究者の意識を高めるために必要な措置を講じる。
2. 本学は、研究者の研究活動に不適切な行為が認められた場合は、コンプライアンス委員会にて速やかに原因の究明と適切な措置を講じるとともに、学内外への説明責任を果たす。

附 則

この基準は、平成25年5月24日から施行する。